

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第3回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和5年2月7日（火）午前10時00分～午前10時20分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）岩崎恭彦（会長）、水谷勝美（会長代理）、高畑明弘、山本清己、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、河野茂美 （事務局）総務部長 近田雄一、職員課長 中西 章、職員課長補佐 吉田和敏、職員課給与厚生係長 高山剛将、職員課給与厚生係主任 佐藤克彦
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
答申（案）について
2. その他

議事録
別紙

令和4年度第3回特別職報酬等審議会議事録

令和5年2月7日 午前10時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、河野委員

【事務局】近田総務部長、中西職員課長、吉田職員課長補佐、高山給与厚生係長、佐藤給与厚生係主任

【議事録】

（事務局：中西）定刻となりましたので、ただいまより第3回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、本日はすべての委員にご出席いただいておりますので、本審議会条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることを報告いたします。それでは、議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

（会長）本日もよろしくをお願いいたします。1月の下旬から、委員の皆様大変忙しいところ、3回に渡って審議を進めて参りましたが、本日は最終回ということで、前回いただいたご意見を踏まえた答申案を、事務局中心にご用意いただいております。その答申案の審議を中心に進めて参りたいと存じますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。答申案について、事務局から説明をお願いします。

（事務局：中西）お手元にお配りさせていただいております答申案の朗読をさせていただいたのち、説明を少し加えさせていただきます。

『特別職の報酬等の額について（答申案）。令和5年1月24日に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、慎重に審議を重ねた結果、現行の月額で据え置くことが適当であるとの結論に達しました。また、期末手当の支給率については、議会の議員にあっては据え置くことが適当であり、市長、副市長及び教育長にあっては0.05月分を令和5年度から引き上げるべきであるとの結論に達しましたので、別紙審議経過を付して答申します。』

続きまして、審議経過案でございます。『審議会の審議経過（案）。当審議会では、市長からの諮問の趣旨を踏まえ、市財政の現状、県内各市及び類似団体の市長等の給料並びに議員報酬の状況、議員活動の状況、これまでの特別職報酬の改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上で、特別職の職務への対価として、現行の「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」が適正かどうかの審議を行った。

審議は3回に及び、第1回では、事務局から資料の説明を受けるとともに、委員である株式会社三十三総研調査部主席研究員から地域経済の動向についての説明を受け、それらに対する質疑応答を行った。

第2回で本格的な審議に入ったが、まず、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、現在の松阪市の財政状況や地域経済の動向をどのように考えるか、また、民間給与との較差に基づく給与改定という点においては人事院勧告の動向も注視することが重要であることから、令和4年人事院勧告など

も考慮した上で、給料額を改定する必要があるのかを議論した。

本市における市長等の給料額については、人口が10万人を超える県内6都市や類似団体と比較して低水準に位置することは、全委員の認識として一致し、この現状には改善の余地があるとする発言も多くの委員から出された一方で、引上げの根拠となるべき積極的な理由に乏しいという慎重な意見も同程度あった。また、副市長、教育長の給料額が類似団体と比較して特に低水準である点については、行政三役を一括りに考えるのではなく、個別に検討すべきといった意見があり、次年度以降、その視点を持ちつつ議論していくことについて全委員が賛同した。

人事院勧告の動向に関しては、平均改定率0.3%の月例給引上げが若年層に限られている点を鑑み、据え置くべきとする意見が多くの委員から出された。

市の財政状況については、合併特例事業債を活用した未来投資基金に対する起債の借入・償還があるものの、ここ数年、総じて堅調な運営が保たれているとの見方がなされており、今なお新型コロナウイルスの影響を大きく受けている地域の経済状況については、緩やかな回復の兆しを見せているものの、燃料・資源価格の高騰や円安による輸入コストの増加などに起因する物価上昇が続いており、先行きは不透明である。

このような中、民間企業で物価高騰を背景とする賃金引上げの動きがある点については、複数の委員から発言があった。4月時点での民間企業との較差を調査し、反映するという人事院勧告の仕組みから、その結果が今夏の人事院勧告に表れ、特別職の給料額を引き上げるうえでの積極的な理由になることを望む意見が複数の委員から出された。

結果として、委員の多くが据置きの考えを示したことから、市長等の給料の額については、今回は据置きが妥当であるという結論とした。

次に、議員の報酬の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の報酬額をどのように考えるか、議員の職務、職責についてどう考えるか、市の財政状況や地域経済の動向、人事院勧告等を考慮した上で、報酬額を改定する必要があるのかを議論した。

議員の報酬水準についても、他市との比較において相対的に低い水準にあるという認識は全ての委員が持つものの、市長等の給料額の議論にもあったように、現時点で議員報酬を引き上げようとする積極的な理由がない、という意見で一致し、今回は据置きが妥当であるとの判断に至った。

なお、結論としては市長等と同様のものとなったが、全国の小規模自治体で深刻化している議員のなり手不足問題については今後も注視しつつ、また、議会のあり方と報酬との関係をどのように考えるべきかについても、引き続き検討が必要であることを確認した。

最後に、市長等及び議員の期末手当の支給率（月数）について審議を行ったところ、全ての委員が引き上げるべきとの考えを持ち、その多くは、例年参考としている人事院勧告の一般職及び指定職の支給率に準拠すべき、具体的には、市長等の支給率は一般職の支給率に準じて0.05月引き上げて4.40月分とすべきとし、議員の支給率は指定職の支給率に準じた場合、現行と同率の3.30月分であることから据え置くべき、といった意見であった。

なお、委員からは、これまでも当審議会が特別職の期末手当の支給率について議論する際には、給料・報酬額と合わせた年収ベースで考えるという視点があったことに触れながら、今回の人事院勧告の引上げ幅そのもの、具体的には市長等であれば0.10月、議員にあつては0.05月の引上げ幅をそれぞれ反映させてはどうかとの意見が出された。こうした視点での議論は重要かつ今後も継続していくこととしながらも、今回の期末手当の支給率については、人事院勧告の支給率に準拠していくことが妥当であるという結論に達した。以上のような審議の結果、市長等の給料額及び議員の報酬額については据え置くこととし、また、市長等の期末手当の支給率は一般職職員に準じて0.05月分引き上げ、議員の期末手当の支給率は指定職職員に準じて据え置くこととし、令和5年4月1日から適用することが妥当であると答申することを、全会一致で決定したものである。

なお、本答申書の内容については、第3回において委員全員が確認して作成を行ったものであることを付け加える。』

以上が答申の内容でございます。

(事務局：高山) 続きまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。市長から諮問を受けたことについて、皆様方の御協力によりまして、前回までに御審議いただいた結果、市長等の給料、議員の報酬については据え置くことが適当、期末手当については、市長等は0.05月分の引上げ、議員は据置き、という結論をお出しいただきましたので、審議の中でのご意見をもとに答申案を作成させていただきました。

答申案の構成についてですが、まず、答申書には今回、諮問を受けた件について結論を記載しております。また、別紙といたしまして審議経過を、本日を含め3回の審議を行ってきたこと、また報酬等の適正額を判断するにあたっては、現在の社会経済情勢であるとか、市の財政状況及びその推移、特別職の職責、報酬等の額を他の自治体と比較するなどして、総合的に判断したことを述べた上で、会議の中でいただいたご意見をまとめさせていただきました。多様なご意見をいただきましたが、同趣旨の御意見については集約をさせていただき、文章にしております。また、答申でございますので、細かい数値などについては省略しておりますのでご了承ください。最後に、特別職の期末手当の支給率について、あわせて審議を行ったことを記載しております。

本日の審議といたしましては、この答申案の語句や言い回しなどについて、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま、答申案、審議経過案について事務局からご説明いただきました。基本的には、前回を中心に委員の皆様からお出しいただいたご意見につきまして、尊重しその趣旨を損なうことのないような形で、審議経過に反映していただいていると考えますが、委員の皆様、ご覧になられていかがでしょうか。

お気づきの点、修正すべき点などございましたらご指摘をいただければと存じます。時間の余裕がなく当日配布となってしまいましたが、じっくりとご覧いただきながらご検討いただければと存じます。

(委員) 審議経過、非常によくまとめていただいていると思います。審議経過は、市長、副市長、教育長について触れたのち、議員について触れていますが、答申案本体は議員を先に触れていますが何か意味はあるのでしょうか。内容的には問題ないと思います。

(事務局：高山) 答申案本体については、例年に倣いこのようにさせていただいていますが、委員がおっしゃられるように、順序が同じであるほうが自然でありますので、必要とあれば修正等検討させていただきたいと思います。

(会長) これはおそらく、諮問の内容に準じているのだと思います。諮問書では「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の額について」云々とありますので、いかがでしょうか。

(事務局：中西) 今年度についてはこのような順番で諮問を受けておりますので、それに沿った順番で表記させていただきます。

(会長) ありがとうございます。次年度は諮問の段階からご検討いただければと思います。他にいか

がでしょうか。よろしいでしょうか。

では、答申案、審議経過案については（案）を取って確定とさせていただきます。また、この答申の取扱いについてですが、予定では2月20日に水谷会長代理から市長に手交していただくことになっています。

その他の事項ですが、3回の審議を通じまして、委員の皆様からお気づきの点などございましたらご発言いただければと存じますがいかがでしょうか。次年度についても、諮問があればまた報酬審を開催することになるかと思いますが、それに向けた資料の要望などもございましたらいただければと存じます。よろしいでしょうか。

では、私のほうから。従来から用意いただいた資料はまたご用意いただきたいと思います。追加資料の「市町別にみた市町民経済計算の概況」についても、松阪地域の経済状況を理解するうえで重要な資料だと思いますので、引き続きご用意いただければと思います。

それから「報酬審答申における改定額・改定率の根拠の事例について」も最新の情報に更新いただきつつ提供いただければと思います。議員のなり手不足の問題については、今回も審議経過に反映させていただきました。引き続き、周辺市町も含めて情報収集いただき提供いただければと思います。

さらに今回、市長の給料の額と副市長、教育長の額については一括ではなく、別途検討するような視点はどうかという問題提起をいただきました。市長や議員は政治家ですので、その職務や職責は目につきやすいところがありますが、副市長、教育長については見えにくく分かりにくいところがございますので、審議するうえで参考となる資料をご用意いただければと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の事項はすべて審議が終わりましたので進行を事務局にお返しします。

（事務局：中西）3回に渡り、貴重なご意見をありがとうございました。先ほど会長のほうからもお話がございましたが、今回ご議論いただきましたこの答申につきましては、2月20日月曜日に会長代理から市長に提出する予定となっています。また3回の審議会の議事録につきましては、準備が整い次第、市のホームページで公表させていただく予定ですのでご了承ください。

これを持ちまして、令和4年度松阪市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上